

文京区指定文化財の指定について

文京区教育委員会は、文京区文化財保護条例（平成4年3月31日条例第28号）第20条第1項の規定により、「木造義山豪栄坐像」の文京区指定文化財の指定について、文化財保護審議会に諮問し、調査・審議の結果、指定に相応しい貴重な文化財であるとの建議を受けた。これを受け、令和2年第2回教育委員会定例会において、文京区指定文化財に指定することを決定した。

1 木造義山豪栄坐像

(1)種別

有形文化財（彫刻）

(2)名称および員数

木造義山豪栄坐像 1 軀

付 旧像内納入品

法華経要文等	1 紙
梵字陀羅尼及び密印等	1 紙
梵字聖天真言等	1 紙
名号等	1 紙
齒	1 個
卷数	1 紙
木札	1 枚
勾玉	2 点

(3)指定理由

本像は、ともに伝わる木札の銘によると、心城院義山豪栄の70歳古稀の寿像である。

僧侶の像でありながら被布を着し帯刀した俗人の姿をあらわし、また像底に衣の襞と足裏を彫り出すなど、図像的な制約を離れた創意を示すことも特色の一つであり、像主の名およびその制作時期が明らかになる点で、近世彫刻史上において貴重である。

いっぽう、被布は現代では少女の晴れ着であるが、もとは江戸時代後期に始まった男子の上着であり、本像が造られた頃はその流行の初期にあたり、像の表現に当時の風俗が反映されていることも文化史上興味深く、江戸時代肖像彫刻の貴重な遺品である。

(4)告示日

令和2年2月28日

(5)所有者

宗教法人 心城院（文京区湯島三丁目32番4号）

(6)所蔵先

宗教法人 心城院（文京区湯島三丁目32番4号）

2 周知方法

区報及び文京区教育だより「きあら」に掲載する。



木造義山豪栄坐像 正面



同前 底面